

令和5年10月24日(火)

令和5年第10回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和5年第10回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は16名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、9番：國仲和男委員、10番：川満里志委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の川満優翔 主事を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請につい
て」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、無償移転の順に説明と意見を
求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第3葉の規定による許可申請（有償移転）は9件でございます。
受付番号1番から9番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から9番は、別紙参考資料1ページから9ページの調査書のとおり
、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たして
おります。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足
説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は宮古島市上野庁舎の東側に位置し、譲受人は補助事業でハウスを建設してイチゴ栽培を行う。

議 長： 次に受付番号2番と3番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号2番と3番は隣接していますので併せて説明いたします。場所はヒルトンホテル手前の交差点の東側に位置し、譲受人は土地の伐開を行ってからサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は東山ファームポンドの南側野菜工房すなかわハウス内と入江団地の西側500mに位置し、譲受人は機械等も所有して牧草・パパイヤ等の栽培です。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は共和産業の北側に位置し、譲受人は40年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は松ヶ原ゴルフ場から宮古空港滑走路向け東側に位置し、譲受人は機械等は借用してパパイヤ・バナナ等栽培です。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は友利の博愛漁港からムイガー向け500mに位置し、譲受人は10年以上の農業経営で機械等は借用してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は上野農村環境改善センターの北西側に位置し、譲受人は30年以上の農業経営で機械等も所有して野菜栽培しながらサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は佐良浜の横嶽団地から長山港佐良浜港線の南東に位置し、譲受人は機械等も所有してオクラ作栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。
はい、16番委員

長濱委員：

受付番号4番についてですが、賃貸借している土地があるが、説明をお願いします。

國仲事務局：

譲渡人に関しては、亡・父の土地を使用貸借していて現在、相続手続き中であります。

長濱委員：

相続手続き中であれば相続登記完了後の確認してから申請させたらどうですか。

会 長： 4番に関しては、今、相続手続き中ということですので、相続登記完了後に申請させるため今回は保留といたします。

議 長： ほかに質疑はありませんでしょうか。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から9番についてですが、受付番号4番を除き原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は6件でございます。受付番号10番から15番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号10番から15番は、別紙参考資料10ページから15ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号10番から15番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番から3番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

川満事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所は長北集落の東側に位置し、譲受人は中間管理機構で賃貸借して機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号2番の説明をいたします。場所は長北集落の東側に位置し、譲受人は中間管理機構で賃貸借して機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号3番の説明をいたします。場所はしもじ長生園から嘉手苧集落の中間に位置し、譲受人は中間管理機構で賃貸借して機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は3件でございます。
受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良1区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は県道230号線池間大浦線のお食事処まなつの北側まなつ果樹園内に位置し、譲受人は機械等も所有してマンゴー栽培です。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員をお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は保良集落の北東600mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は千代田陸上自衛隊宮古島駐屯地から上野小学校向け300mのニキャガリ集落に位置し、譲受人は機械等も所有して葉たばこ・サトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 休憩します。

~~~~~  
議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第5議案第4号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

田名事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、7件でございます。受付番号1番から7番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、受付番号1番から7番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。  
なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

砂川委員：

現地調査報告をいたします。日時は令和5年10月2日（月曜日）に調査員として、8番：喜屋武委員、芳山会長、事務局の土地局長、田名次長、前泊調整官の合計6名で調査し、日程として午前9時30分から午後3時30分まで現地調査、午後3時30分から4時まで事務局にて調査内容調整会議、10月12日の内部審査会での4条申請7件、5条申請15件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

受付番号1番の説明をいたします。場所は奥原ストアーから北東50mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（用途地域）都市計画法上の用途地域内にある農地（第1種低層住居専用地域）と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は上野宮国の沖宮建設から南150mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地（一団）周辺農地が概ね10ha以上の規模の一団の農地と判断しました。



議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は城辺市宮砂川団地から北東に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農振農用地区域内にある農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は久松の松田整形外科医院の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（4割街区）街区に占める宅地の割合が4割を超える区域内にある農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号5番と6番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番と6番の説明をいたします。場所は久松の県営久貝団地の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地（一団）周辺農地が概ね10ha以上の規模の一団の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番と6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所はサンエー宮古島シティの南100mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地（一団）周辺農地が概ね10ha以上の規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第5議案第4号は原案どおり決定いたしました。

~~~~~

議 長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

田名事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、13件でございます。受付番号1番から13番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、受付番号1番から13番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は島の駅みやこ・久貝郵便局の隣に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（用途地域）都市計画法上の用途地域内にある農地（第2種中高層住居専用地域）と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所はJAおきなわ上野資材店の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地（一団）周辺農地が概ね10ha以上の規模の一団の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、10番委員

川満委員：

5条申請書類を視て、資金計画の中に個人情報通帳管理等が見受けられますが、この通帳管理等に関しては、内部審査会時で確認してから、この総会には提出させない方が良くと思います。

前泊事務局：

資金関係等は内部審査会で審査確認していますが、委員の皆様方の意見等を聞きながら検討したいと思います。

議 長： 資金計画関係では内部審査会で確認していますので、総会においては資金計画一覧表を提出と言うことにしたいと思います。

議 長： ほかに質疑はありませんでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は介護老人保健施設栄寿園から宮古空港向けトラベルレンタカー宮古島空港店700mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

喜屋武委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所はマックスバリュ宮古南店から道路を挟んで東側の古波蔵組の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員をお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

喜屋武委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は平良久貝の松田整形外科医院の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（4割街区）街区に占める宅地の割合が4割を超える区域内にある農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は県営久貝団地の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地（一団）周辺農地が概ね10ha以上の規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は東小学校の北側の中京建設資材置場の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が概ね10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付暗号 8 番の現地調査の結果ならびに説明を 8 番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は市立鏡原幼稚園の南側 1 0 0 m に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地（4 割街区）街区に占める宅地の割合が 4 割を超える区画内にある農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに説明を 8 番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は JA おきなわ下地支店から南側 2 7 0 m の民宿ういづの隣に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第 1 種農地（一団）周辺農地が概ね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は三和建设・宮古舗道から北側270mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、宅地・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所はサンエー宮古島シティの南100mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地（一団）周辺農地が概ね10ha以上の規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

田名事務局：

受付番号12番の説明をいたします。場所は那覇鋼材鉄筋センターからマルケンミート向けに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

田名事務局：

受付番号13番の説明をいたします。場所は狩俣漁港向けの雪塩製塩所の隣に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業振興地域内にある農用地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

~~~~~  
議 長： 次に、日程第7議案第6号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の非農地証明願は、7件でございます。受付番号1番から7番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員をお願いいたします。

國仲委員：

10月2日に平良地区農地パトロールを行い、場所はトウリバーの南側に位置し、長年農地としての利用はなく、今後も農地利用の予定はないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は狩俣地区の海漁センターの南側に位置し、長年農地としての利用がないことと、今後も農地利用の予定はないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は池間公民館の西側に位置し、長年農地としての利用はなく、今後も農地利用の予定はないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は成川地域のクウラ水辺公園に隣接した場所に位置し、長年農地としての利用はなく、今後も農地利用の予定がないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所はトウリバーの南側に位置し、長年農地としての利用がないことと、今後も農地利用の予定はないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員をお願いいたします。

國仲委員：

受付番号6番の説明をいたします。本年5月総会で5条申請があり、6月の常設委員会にて認められなかった案件です。今回、非農地申請となっておりますが、平成7年の航空写真でも農地利用が見て取れることと、自然荒廃ではなく人為的な伐開とコーラル敷き、及び水道管の敷設等を行っていることから無断転用を継続しており非農地相当との判断は難しいものと考えます。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、16番委員

長濱委員：

農地に水道管の設置、コーラル敷に対しての非農地としては不許可の理由を協議して意見等をまとめてほしいですが。

議 長： 県の常設委員会（5条申請）においても不許可として取り上げられました。

7番砂川委員：

5条申請・県の常設委員会においても、無断転用で不許可として取り上げられていますので、この総会でも農地への水道管の設置、コーラル等の敷き等により無断転用ですので不許可としても良いと思いますが。

議 長： 受付番号6番の案件に関しては、5条申請でも不許可相当・県の常設委員会でも無断転用とのことで取り下げとなっていますので非農地申請に関しても許可は出来ませんので不許可と決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号7番の説明をいたします。10月4日に伊良部地区パトロールを行い、場所は伊良部地域のサシバリリンクス伊良部の東側に位置し、長年農地としての利用はなく、今後も農地利用の予定はないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

~~~~~

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条 (委員の発言)

委員： 発言なし

議長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、
字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委員： 異議なし

議長： それでは、以上をもちまして、令和5年第10回宮古島市農業委員会総会を閉
会いたします。ありがとうございました。

閉会：

令和5年10月24日（火）

会 長 芳 山 辰 巳
9 番委員 国 仲 和 男
10番委員 川 満 里 志